

厚生委員会会議録

平成21年6月24日(水)

(開 会) 10:22

(閉 会) 11:10

○ 委員長

ただ今から厚生委員会を開会いたします。

「議案第76号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第76号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を見直す必要が生じたため、本案を提出するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

国民健康保険においては、被保険者が出産した場合には出産育児一時金として35万円を支給いたしておりますが、妊娠、出産にかかる負担軽減の緊急対策といたしまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に対し、4万円を引き上げられ39万円とするものでございます。

なお、産科医療補償制度に加入している病院、診療所、または助産所で出産された場合には、病院等が被保険者に保険料の負担を求めた場合に、これまでどおり出産育児一時金39万円に3万円を超えない範囲で加算して支給されます。

以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 柴田委員

お尋ねいたします。今回この出産育児一時金なんですが、これは病院の直接払いというふうなことも聞いてるんですが、個人に入るんでしょうか。どういう状況でお支払いされるのか、ちょっとお尋ねしてみたいんですが。

○ 健康増進課長

今回の出産育児一時金は基本的には被保険者本人のほうに支払われるようになると思います。ただ、今の現状といたしまして、委任代理払いとしまして、医療機関に直接払うか、本人が直接受領するかということで選択できるようにはなっておりますが、国の方針といたしましては、10月以降については直接支払いができるように法整備するということの通達は来ております。

○ 柴田委員

それは個人がどういうふうにするかということでしょうか。個人が自分の一度手元にもらってお支払いするということなのか、それとも直接病院に入れていただくというふうにとどちらか選択するという状況、個人がどちらか選択することになるわけでしょうか。(個人が選択するとの声あり) そうですか。はい、分かりました。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 楡井委員

今の説明の中で、一番最後のほうに39万円とは別に3万円が支払われるというような説明が付け加えられたような気がするんですけど、そのへんをもう少し説明していただけませんか。

○ 健康増進課長

産科医の医療補償制度につきましては、12月の厚生委員会のほうでご説明を差し上げておりますけれども、出産時に医療事故といいますか、そういったものの発生を産科医が保険に加入することで、そういう補償制度が始まっております。最高3千万円補償されるような形になっておまして、病院、診療所、助産所でそういった医療制度に加入された場合につきましては、その加入証明書を提出していただければ、その3万円の範囲内で被保険者のかたに上乘せして交付するということになっております。

○ 楡井委員

そうするとその証明書を提出すれば、39万円プラス3万円ということで42万円合計ということですね。はい分かりました。

それと、今年の10月1日から再来年の3月31日まで、1年6ヶ月まるまる。この1日前とか1日後とかに産まれた人は全然該当しないということになるわけですね。

○ 健康増進課長

委員の言われるとおりでございます。対象にはなりません。

○ 楡井委員

ちょっと出てくるの待ってとてとかいうことにもなるかも。まあそういうことはなかろうけどですね。そうするとこの措置についてですね、子育てとかということであれば、ずっと続けてもらいたい、よしんば4万円を2万円にしてでも続けてもらいたいというような気持ちも私はするんですけど、その点についてどうのご感想をお持ちでしょうか。

○ 健康増進課長

今回の1年6ヶ月という期間につきましては、国のほうで緊急対策ということでしております。ただ、子育てといった部分に関しまして、その期間でどうなのかということは私どもも危惧しているところでございます。ただ国のほうもこの1年6ヶ月の経過を見まして、今後の対応は協議するというのでいたしておりますので、その状況を見ながら対応を考えていきたいと思っております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第76号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 専決処分の承認（平成21年度飯塚市老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第93号 専決処分の承認（平成21年度飯塚市老人保健特別会計補正予算）（第1号）の補足説明をいたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

平成21年度飯塚市老人保健特別会計補正予算を平成21年5月31日付で専決処分いたしておりますので、承認を求めるものでございます。

まず概要でございますが、平成20年度において、医療費に対する支払基金交付金、及び国庫支出金、ならびに県支出金の全額の交付が受けられなかったことから、25,490千円の

歳入不足が生じております。このため、平成21年度の老人保健特別会計予算において、不足する25,490千円を繰上充用するものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ25,490千円を追加し、61,124千円と定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

まず、歳出をご説明いたします。

第4款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金につきましては、平成20年度の歳入不足25,490千円に充当するため補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

同じく6ページの上段になりますけれども、第1款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 医療費交付金につきましては、平成20年度未交付分の3,238千円が平成21年度に交付されるため、補正するものでございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 医療費負担金につきましても、平成20年度未交付分の17,828千円が平成21年度に交付されるため、補正するものでございます。

続きまして、第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 医療費負担金につきましても同様に、平成20年度未交付分の4,424千円が平成21年度に交付されるため、補正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○ 道祖委員

ちょっとお尋ねします。4ページの歳入歳出予算補正のところにですね、歳出で前年度繰上充用金というのが出てきておりますよね。これは昨日の質疑の中で、オートレースの場合はこの前年度繰上充用金は乱用というふうな話がありましたけど、この部分は乱用なんですか。

○ 健康増進課長

今回の繰上充用金につきましては、本来交付されるべき支払基金、国庫負担金、県負担金の未交付が発生したために、歳入欠陥を生じたものでございますので、乱用にはあたらないと理解しております。

○ 委員長

他に質疑はありますか。

○ 楡井委員

昨日も事前にお話を聞いておりますので、再確認の意味でお聞きしますが、結局上の歳入のほうの2,549万円というのが国やら県から届かなかったと、5月31日の出納閉鎖までに。従って、先食いさせてもらったと。当然そのお金が入ってくれば、すぐ返すことができると、そういう意味で乱用じゃないというふうに言われるんだと思うんですけど、そういう理解でいいわけですね。

○ 健康増進課長

そのとおりでございます。

○ 委員長

他に質疑はありますか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第93号 専決処分の承認（平成21年度飯塚市老人保健特別会計補正予算（第1号）」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：36

再 開 10：46

委員会を再開いたします。

道祖委員から「低所得者の医療費減免について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

道祖委員に発言を許します。

○ 道祖委員

飯塚市において、国民健康保険の加入者が医療費を払えないということで、いろいろな制限を受けている現実があります。23日の日経新聞を読んでおりますと、厚生労働省のほうを取り組みをするような記事が出ておりましたので、これに関連してお尋ねしたいということです。

○ 委員長

おはかりいたします。

本委員会として「低所得者の医療費減免について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「低所得者の医療費減免について」を議題といたします。

道祖委員に質疑を許します。

○ 道祖委員

6月23日、昨日の日本経済新聞に、「低所得者の医療費減免、市町村に財政支援」という厚生労働省の関連記事が載っておりました。それについてお尋ねしたいと思います。この記事の内容については所管、担当のほうはご存知でしょうか。

○ 健康増進課長

昨日新聞に掲載されておりましたので、内容については存じ上げております。

○ 道祖委員

新聞の記事の内容をご存知であるならば、これが厚生労働省、来年度から実施されれば、飯塚市民にとっても有益な制度になってくるのではないかと思います。見解についてどうふうに思っておられるか。

○ 健康増進課長

医療費の個人負担の減免につきましては、国民健康保険法の44条の1だったと思いますけれども、減免の規定がございます。ただ、飯塚市のほうではその条件整備が整っておりません。福岡県内でも今その減免をやっているのが確か4市だったと思いますけれども、今回国のほうで一定の基準を設けるといいますので、その基準が提示されましたら、それに従って方策を練っていきたいと考えております。

○ 道祖委員

そこです。これが導入されれば、検討して導入されるという形になれば、市民にとって

は有益なものになってくるのではないかと私は思うんですけど、有益になるかならないかということについては、有益であるというふうに判断してよろしいのでしょうか。それですね、であるならば、この新聞の記事を見ると、厚生労働省は今年度中に国としての運用基準を提示し、複数の市町村を対象にモデル事業を実施というふうになっておるんです。モデル事業の実施の都市に指定されるならばですね、来年度じゃなくてですね、本年度から適用されるということになってくるのではないかと私は思うんです。だから厚生労働省に問い合わせ、できるならば私は市民のために1年でも早くこういう制度が入っていくことがプラスだと思いますので、モデル事業を実施できるかできないか確認してですね、できるならば指定を受けたほうがよろしいんじゃないかと思いますが、その辺の見解を述べてください。

○ 健康増進課長

今委員のおっしゃった部分につきましてはまだ情報がこちらのほうに届いておりません。情報の確認をもう一度早急にいたしまして、できるのであれば対応していきたいと思っております。

○ 道祖委員

だからこちらのほうから積極的にね、いいことであるということであるならば、積極的に取り組むべきだと思いますので、上から来るのを待つのではなく、こちらから新聞の記事を見ましたということで、ぜひさせてもらえんかと、該当者が多いという、まあ時の総理大臣はね、地元から出ておるわけですから、そういうところも通じてですね、やはり市民のためにがんばっていただきたいと思っておりますので、その点を要望してこの質問は終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

続いて、同じく道祖委員から「学童保育について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。

道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

道祖委員に発言を許します。

○ 道祖委員

飯塚市は学童保育に取り組んできております。今名称は学童保育という名称ではありませんけれど、内容的には学童保育ですよ。放課後児童の預かりということ、6時半まででしたかね、6時から6時半までだと思いますけど、その学童保育に対する記事が日本経済新聞も然り、西日本新聞にも載ってたというふうに思います。その記事にはいろいろなことが書かれておりましたが、飯塚市の実態とその新聞の記事等の比較をしながらですね、現実的な飯塚市の対応について確認をさせていただきたいということでもあります。

○ 委員長

おはかりいたします。

本委員会として「学童保育について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「学童保育について」を議題といたします。

道祖委員に質疑を許します。

○ 道祖委員

先ほども申したように、24日本日の新聞各紙にですね、全国学童保育連絡協議会の調査の

実態が出ております。日経においては、「学童保育80万人を超す。待機も9千人超え」という5月時点の数字が出ておりますが、この記事についてご存知でしょうか。

○ 児童育成課長

申し訳ありません。先ほどいただいて見ました。

○ 児童社会福祉部長

質問委員も言われましたけど、秘書係のほうが毎朝、新聞の切り抜き記事をメールで送ってくれます。その中で担当課長のほうは今朝時間なかったみたいで見ておりませんが、一応私も目は通させていただきます。どうもありがとうございます。

○ 道祖委員

ご存知ということですので、日経の記事についてちょっとこれを参考にしながらお尋ねしてみたいと思います。

この中ではですね、全国すべて1,800市町村を対象にして調査を行ったと、そして施設あたりの児童数別を見ると40人から70人が7,316箇所でも多く、20人から39人が6,314箇所、そして同協議会は40人未満が適正規模としていると。しかし71人から99人が1,667箇所、100人以上も470箇所あるということでもあります。

飯塚市においてはこんなに多い状況にはないとは思いますが、現実的には連絡協議会が40人未満が適正規模と言っておりますけれど、また厚生労働省は71人以上の施設に対する補助金を打ち切るというふうになってきておりますけれど、これに対して飯塚市の現状はどういうふうになっておるのかお尋ねします。

○ 児童育成課長

飯塚市におきましては、国のガイドライン70人というのがございますので、それに沿って児童クラブ事業を実施いたしております。現在21の児童センター、児童館、また、余裕教室をお借りしまして、33箇所を実施いたしております。その中で70人を超える所は飯塚市では現在ございません。今後また増えるようなことがあれば、余裕教室等の相談を学校といたしたいと思っております。

○ 道祖委員

参考までお尋ねいたしますが、同協議会は40人未満が適正規模と言われておりますけれども、21箇所のうち40人を超える箇所は何箇所くらいあるんですか。

○ 児童育成課長

正確には把握しておりませんが、大体40人以下でしているところは5箇所くらいですね。あとは、申し訳ありませんが、70人以下ということで実施いたしております。

○ 道祖委員

私はこの学童保育の充実は大変なことだというふうに思っております。やはり働く父兄の皆さんが安心して働ける環境というのは、こういう施設の充実だというふうに感じております、考えております。それで、同協議会が40人未満が適正規模と、国のほうでは70人以下にと指導しておりますが、できるならば先生達の負担も大変だと思いますので、できるだけやはり協議会が言っているような内容にしていくことが大事ではないかというふうに思っておりますので、その辺についていろいろな場面で協議されることがあると思いますので、ぜひ市として前向きな取り組みをやっていただきたいということを要望して、この質問は終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:36

再 開 10:46

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。

案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、報告を受けることに決定いたしました。

「保健福祉総合センター等の浴場利用時間の変更について」、報告を求めます。

○ 社会・障がい者福祉課長

保健福祉総合センター等の浴場利用時間の変更についてご報告いたします。

昨年度の燃料単価の急騰に伴いまして、穂波福祉総合センター、庄内保健福祉総合センター、及び忠隈住民センターの3施設の浴場利用時間を、昨年10月から約2時間程度短縮し、経費の節減に努めておりましたが、その後燃料単価も低下し、また夕方など時間帯によっては混雑等も発生し、利用者のかたにもご不便をおかけしておりましたので、本年6月2日から利用時間を短縮前の時間帯へ変更いたしております。ただ、この中で庄内保健福祉総合センターにつきましては、従来の利用時間は午後9時30分までといたしておりましたが、午後9時以降の利用者は非常に少なかったため、利用時間を今回、午後9時までといたしております。これにより各浴場の利用時間は、穂波、及び庄内の両福祉センターがともに午前10時から午後9時まで、忠隈住民センターが午後1時から午後8時までとなっております。

なお、周知につきましては、各施設に既にポスターを掲示し、利用者のかたへの周知に努めておりますが、7月の市報にも掲載し、市民への周知を図る予定といたしております。

以上、簡単ですが、保健福祉総合センター等の浴場利用時間の変更についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

ちょっと大変いじわるな質問で申し訳ないんですけどね、分かったら教えてください。

経費節減ということでしたけども、どのくらい経費が節減できたんでしょうか、この間の費用としては。

○ 社会・障がい者福祉課長

これはあくまでも概算でございますが、燃料使用量で申しますと、同期間、短縮期間の平成19年度と平成20年度の比較を申しますと、穂波で3,390ℓの減、庄内で約2,200ℓの減、忠隈住民センターで約250ℓの減となっております。

○ 楡井委員

じゃあ、数量は分かりましたけど、単価はいくらで購入されてるんですかね。

○ 社会・障がい者福祉課長

燃料単価の急騰に伴いまして短縮した期間、10月から4月までのデータしかもっておりませんが、毎月変動して変わってきております。短縮を始めた10月の時期でA重油、庄内の分なんですけど、ℓあたり105円。これが4月時点では71円程度というように、毎月変動いたってきております。以上でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 安藤委員

今、穂波、忠隈、庄内ということでございましたけれども、穎田、その他の施設はどうなってますでしょうか。

○ 高齢者支援課長

穎田高齢者福祉センター、及び筑穂老人福祉センターも同じように昨年11月から2時間短縮をしておりました。時間を短縮した時間帯が利用者の一番少ない午前10時から正午までの2時間短縮しましたので、利用者の減少はなく、入浴の待ち時間も起こっておりません。そのようなことから、公共施設のあり方の中で指定管理者と協議を行い、利用実績等を勘案しながら、浴場利用時間の短縮を図るとした実施計画に基づく短縮へと、今、指定管理者と協議を行っております。引き続きまだ2時間短縮のままでございます。

○ 安藤委員

じゃあ、筑穂と穎田に関してはこの経費の削減と言いますか、そういうことはまた別の問題でそういうことになっているということでしょうか。

○ 高齢者支援課長

当初、経費削減、燃料費の高騰ということが原因でしたが、4月以降につきましては、公共施設のあり方の中での、当然これも経費削減になるわけですけど、燃料費の削減を求めて引き続き2時間短縮しているものです。

○ 安藤委員

経費削減というところなんでしょうけれども、実際利用者の声という部分ではどのような声が上がっているんでしょうか。

○ 高齢者支援課長

両施設の指定管理者であります社協のほうに問い合わせをいたしました。今のところ苦情は上がっていないとのことであります。

○ 安藤委員

できましたらですね、この両施設も公の施設の中では縮小と言いますか、そういう方向性はあるとは思いますが、燃料費もそういう部分ではずいぶん下がってきているということなので、元の時間にですね、また戻せるかどうか分かりませんが、そういう方向でもぜひ検討していただけたらなと思ひまして、要望として終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「忠隈住民センター水道管漏水等に伴う浴場の一時利用中止について」、報告を求めます。

○ 社会・障がい者福祉課長

次に、忠隈住民センター水道管漏水等に伴う浴場の一時利用中止についてご報告いたします。

忠隈住民センター浴場用の水道管、及び給湯管から漏水が発生したため、今月6月8日から浴場の利用を一時中止し、修繕工事に着手いたしております。原因といたしましては、当センターは建設から約20年程度を経過しており、水道管等の老朽化等によるものと考えております。現在早期復旧に努めておりますが、復旧には今月いっぱいかかる見込みとなっております。また、当センターは旧忠隈炭鉱の共同浴場を旧穂波町が引き継ぎ、住民センターとして開設したもので、地元の利用者の中には自宅にお風呂のない高齢者世帯も多く、このため社会福祉協議会、シルバー人材センターの共同支援によりまして、復旧までの間、穂波福祉センター等へ

の送迎バスが1日1回、週にして3日程度無料で運行されております。利用者の皆様には大変ご不便をおかけいたしておりますが、1日も早い復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に閉会中の特別付託事件について安藤委員の発言を許します。

○ 安藤委員

閉会中の継続審査事件として、「市立病院の運営について」、「生活保護の運用について」、及び「子育て環境について」、以上3件について付託していただきますよう、委員長においてお取り計らいのほうよろしく願いいたします。

○ 委員長

ただ今、安藤委員から、「市立病院の運営について」、「生活保護の運用について」、及び「子育て環境について」以上3件の特別付託の申し出がっております。

おはかりいたします。

本件3件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「市立病院の運営について」、「生活保護の運用について」、及び「子育て環境について」以上3件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件については、会議規則第98条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。